

# 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

～目次～

## I 償却資産とは

- (1) 償却資産とは
- (2) 資産の種類ごとの主な償却資産
- (3) 業種別の主な償却資産
- (4) 申告の必要のない資産の例
- (5) 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税について

## II 償却資産の申告について

- (1) 申告していただく方
- (2) 申告方法について
- (3) 提出していただく書類

**申告は1月末日までに  
必ずお願いします!!**

## III 償却資産の評価と課税について

- (1) 納税義務者について
- (2) 償却資産の評価
- (3) 税額の計算
- (4) 評価上の注意
- (5) 非課税となる償却資産
- (6) 課税標準の特例



別添 償却資産申告書記載例

## 河内町

お問い合わせ・提出先

〒300-1392

茨城県稲敷郡河内町源清田1183番地

河内町役場 税務課 固定資産税担当

TEL：0297-84-6971

FAX：0297-84-4357

# I. 償却資産とは

## (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含む。）をいいます。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

## (2) 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第 1 種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、側溝、独立キノピー（駐車場、駐輪場等）、畜舎、堆肥舎等
		建物附属設備 ① 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ② テナントの方が賃借している家屋に施行した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第 2 種	機 械 及 び 装 置	各種製造・加工・修理等の産業用機械設備、ガソリンスタンド設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」、太陽光発電設備等
第 3 種	船 舶	貸ボート、モーターボート、はしけ等
第 4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第 5 種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が、「9」「90～99 及び 900～999」、構内運搬車等 但し、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除きます。
第 6 種	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、パソコン、エアコン、理容・美容機器、パチンコ器、応接セット、陳列ケース、レジスター、金庫、自動販売機等

### (3) 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

業 種	主な償却資産の例
各 業 種 共 通	事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、エアコン、パソコン、サーバー、LAN 配線、看板、受変電設備、舗装路面、屋外照明設備、その他
小 売 業	冷凍機、冷蔵庫、陳列棚、陳列ケース、自動販売機、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包器、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）、大型特殊自動車、構内舗装、その他
飲 食 業	接客用家具・備品、冷凍・冷蔵庫、厨房設備、テレビ、カラオケ機器、日除け、看板、自動販売機、その他
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、レントゲン装置、歯科診療ユニット、電気血圧計等）、各種キャビネット、その他
自動車整備・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、溶接機、受変電設備、動力配線、地下タンク、独立キャノピー、ガソリン計量器、洗車機、屋外照明・給排水設備、その他
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・フェンス・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、サインポール、消毒殺菌設備、テレビ、タオル蒸し器、冷暖房設備、その他
娯 楽 業	パチンコ・パチスロ器、ゲーム器、パチンコ器取付台（シマ工事）、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケ機器、その他
駐 車 場 業	塀、屋外照明、路面舗装等の外構工事、その他
太陽光発電業	ソーラーパネル、造作工事、架台、変電・送電設備、その他
ゴ ル フ 場	カート、カート道舗装工事、芝刈機、汎用作業車両、防球ネット、ボール洗い機、ボール貸出機、照明工事、レストラン厨房設備、看板、受変電設備など

### (4) 申告の必要のない資産の例

次の資産は、償却資産の課税対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ①土地や家屋として固定資産税が課されるもの
- ②自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ③無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権など）
- ④棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- ⑤取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満のもので、当該資産の取得に要した経費が一時損金又は必要経費に算入されるもの
- ⑥取得価額が20万円未満の償却資産で事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うもの

## (5) 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税について

＜太陽光発電設備を設置された方へ＞

固定資産税は、土地、家屋の他に償却資産（事業に用いる機械・備品等の資産）についても課税されます。下表に基づき太陽光発電設備（ソーラーパネル発電）も固定資産税の課税対象となる場合があります。償却資産に該当する設備を所有されている方は、固定資産税（償却資産）の申告をお願いします。

### (1) 申告対象となる太陽光発電設備の区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は <b>課税の対象</b> となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては <b>課税の対象外</b> となります。
個人（事業用）	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として <b>課税の対象</b> となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として <b>課税の対象</b> となります。	

### (2) 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備（蓄電装置、変電装置、送電設備も含む）					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置	家屋		償却			
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置	償却					
太陽光パネルをカーポートや庭など、家屋以外の場所に設置	償却					

家屋：家屋として評価の対象となり、償却資産としての申告は不要です。

償却：償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。

## Ⅱ. 償却資産の申告について

### (1) 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在河内町内に償却資産を所有している方です。毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。申告書を送られてきた方で該当資産がない場合や転出、廃業等があった場合は、「18備考」欄にその旨を記入し申告書を提出してください。

### (2) 申告方法について

#### ① 初めて申告をする場合

・1月1日現在に所有しているすべての償却資産を申告してください。

#### ② 前年度に書類で申告している場合

・前年度の申告内容である種類別明細書が同封されています。この明細に対し、前年の1月2日～本年1月1日の間に増加・減少した資産を加除、修正してください。

#### ③ 企業の電算処理システムにより申告する場合

- ・独自の申告書を使用する場合は、事務処理上、所有者コードを確認する必要があるため、送付した申告書は必ず添付してください。
- ・増加（減少）資産がある場合は、種類別明細書の増減事由を必ず記入してください。

#### ④ 電子申告をする場合

- ・eLTAXの利用方法等については以下のURL等をご参照ください。
- ・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・電話番号：0570-081459（ハイシンコク）  
※上記でつながらない場合：03-5521-0019
- ・具体的な作成や操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。

### (3) 提出していただく書類

#### ① 償却資産申告書（必須）

#### ② 種類別明細書（該当する資産がない場合は不要です）

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

※特例に該当する償却資産を所有された方は申告書と一緒に下記書類も提出してください。

#### ③ 特例適用申請書と特例に該当することが分かる書類

#### ④ 注意事項

- ・申告書の作成にあたっては『記入例①償却資産申告書』及び『記入例②種類別明細書』をご参照ください。
- ・前年中の資産増減が無い場合でも、申告書にその旨を記入し必ず申告してください。
- ・「申告の手引き」、「過疎地域における課税免除」や申告に関する様式は当町のホームページからダウンロードできます (<http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>)  
「河内町トップページ → くらし・手続き・環境 → 税金 → 償却資産」

### Ⅲ. 償却資産の評価と課税について

#### (1) 納税義務者について

賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

#### (2) 償却資産の評価

償却資産の評価額は、資産ごと（一品ずつ）に取得年月・取得価額・耐用年数に応じた減価率（旧定率法）で算出し、その合計額が課税標準額となります。

① 前年中に取得したもの

評価額＝取得価額×（1－減価率÷2）

②前年前に取得したもの

評価額＝前年度評価額×（1－減価率）

#### 【参考】減価残存率表

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
1	—	—	—	26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

### (3) 評価上の注意

算出した評価額が取得価額の5パーセントを下回る場合、耐用年数が経過した後でもその資産を事業の用に供している限り、取得価額の5パーセントの額が評価額となります。

### (4) 税額の計算

- ① 税率・税額……税率は1.4%で、課税標準額（1,000円未満切捨て）に税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。
- ② 免税点……課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

### (5) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する償却資産は、固定資産税が非課税となります。非課税適用にあたっては申請が必要なものもございますので、該当資産をお持ちの場合は税務課にご相談ください。

### (6) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に該当する資産を所有された方は、特例に該当することが分かる書類を添付の上、特例適用申請書を申告書と一緒に送付してください。

※特例適用申請書が必要な場合は電話で直接請求していただくか、HPからダウンロードしてお使いください。